平成２８年（フ）第１００６号
埼玉県川口市大字里1558番地の１
破産者　東拓ソリューション株式会社
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８５号
埼玉県川口市大字安行領根岸469番地の３
破産者　有限会社シンセイ・インダストリー
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
千葉県印西市浦部1940番地、前住所千葉県佐倉市西志津５丁目26番６号
破産者　山**崎**江理子
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７７号
福井県鯖江市熊田町第17号５番地９
破産者　株式会社めぐみケア・サービス
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
福井市東天田町第９号３番地の１
破産者　天田建設株式会社
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８８号
北海道恵庭市黄金北２丁目10番地の19
破産者　有限会社おかもと
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０号
最後の住所　釧路市鶴ケ岱２丁目１番１号
破産者　被相続人亡塚田渥相続財産
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８号
（最後の住所）北海道目梨郡羅臼町幌萌町625番地12　ゆとり館
破産者　被相続人亡西村勝己相続財産
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２７号
青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野113番地
破産者　有限会社深浦林管工業所
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
埼玉県川越市豊田町２丁目16番地２
破産者　有限会社ケイクラフト
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０７号
千葉県四街道市みのり町９番地１
破産者　永島　重信
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１８号
千葉県成田市成井418番地２
破産者　山**崎**　正顕
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８号
千葉県いすみ市須賀谷2326番地１（ＥＤＯアパート６号）
破産者　倉繁　利雄
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５７１０号
東京都千代田区麹町６丁目４番地９
破産者　株式会社アルムス
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４６０号
東京都府中市美好町２丁目14―１―207
破産者　小野　和彦
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９７号
東京都小平市大沼町６丁目11番19号
破産者　高橋　信之
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９７０号
東京都武蔵村山市本町１丁目８番地の８ハイムオギノⅡ401号
破産者　浅見　正弘
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９７１号
東京都東大和市南街３丁目２番地の14
破産者　浅見久美子
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０２６号
東京都港区芝大門１丁目１番32号
破産者　有限会社ティシィエス・アドバンス
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２４号
岐阜市領下７丁目８番地
破産者　株式会社Ｍ・Ｉ・Ｊ
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９６号
静岡県三島市南田町２番８号坂本ビル
破産者　株式会社アイ・エス・マシナリー
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
愛知県瀬戸市五位塚町11番地
破産者　髙島化学工業株式会社
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部